配当公告

香川県観音寺市池之尻町一〇一一番地
破産者　十日屋ペットフード株式会社

右の者に対する高松地方裁判所観音寺支部平成二十一年（フ）第三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七三七、九一五、二八一円

一、配当することのできる金額
金一二六、七三九、四二一円

平成二十二年十二月七日
香川県丸亀市本町三丁目二五久保ビル三F
破産管財人　馬場　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字横町一〇〇・一〇一番地、最後の住所岩手県水沢市字高屋敷四九番地
被相続人　亡　菱谷　祥男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
岩手県盛岡市中央通三丁目四番三号共済ビル三階
相続財産管理人　吉田　瑞彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市円応寺町一六八八番地六、最後の住所山形市円応寺町一三番六―一号
被相続人　亡　菅野　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
山形市旅篭町一丁目一四番二九号
相続財産管理人　古城　博道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市元本郷町三丁目三〇番地七、最後の住所東京都八王子市明神町四丁目六番六号シャンボール京王八王子七〇三号
被相続人　亡　田中　裕幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字伊刈六〇一番地、最後の住所埼玉県川口市芝西一丁目一六番七号Sマンション二〇二号
被相続人　亡　佐藤　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
東京都港区赤坂四―七―一五陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤田　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区鳥越八番地二、最後の住所横浜市鶴見区東寺尾一丁目三八番六号　フルールハイツ三〇三号
被相続人　亡　守屋　昭宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
横浜市戸塚区秋葉町二四二番地五三
相続財産管理人　四元　敏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町三丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　長谷川筆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二　サクマ横須賀ビル三階三〇二　さくら横須賀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　駒田　英隆

平成二十二年十二月七日
事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字伊刈六〇一番地、最後の住所埼玉県川口市芝西一丁目一六番七号Sマンション二〇二号
被相続人　亡　佐藤　廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
東京都港区赤坂四―七―一五陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤田　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区鳥越八番地二、最後の住所横浜市鶴見区東寺尾一丁目三八番六号　フルールハイツ三〇三号
被相続人　亡　守屋　昭宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
横浜市戸塚区秋葉町二四二番地五三
相続財産管理人　四元　敏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市上町三丁目二〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　長谷川筆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二　サクマ横須賀ビル三階三〇二　さくら横須賀法律事務所
相続財産管理人　弁護士　駒田　英隆

平成二十二年十二月七日
本籍千葉県香取市佐原ホ四三〇番地一、最後の住所福井県福井市花月五丁目五号五番
被相続人　亡　宮田　新衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市長瀬一四九〇番地、最後の住所長野県上田市長瀬一四九〇番地県営住宅
被相続人　亡　掘込　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
長野県上田市上塩尻二一九番地五
相続財産管理人　瀬在　武彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区大須四丁目八番地、最後の住所名古屋市中区大須四丁目四番八九号前津荘二〇二号
被相続人　亡　佐々木壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
名古屋市中区丸の内三―七―九チサンマンション丸の内第二―二〇五号室桜法律事務所
相続財産管理人　林　友信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市垣内町三〇二番地、最後の住所大阪府門真市垣内町一五番二四号
被相続人　亡　高下美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市中木田町九七八番地一、最後の住所大阪市西成区南津守五丁目二番六八―六〇六号
被相続人　亡　臼井　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市佐原ホ四三〇番地一、最後の住所福井県福井市花月五丁目五号五番
被相続人　亡　宮田　新衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市長瀬一四九〇番地、最後の住所長野県上田市長瀬一四九〇番地県営住宅
被相続人　亡　掘込　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
長野県上田市上塩尻二一九番地五
相続財産管理人　瀬在　武彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区大須四丁目八番地、最後の住所名古屋市中区大須四丁目四番八九号前津荘二〇二号
被相続人　亡　佐々木壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
名古屋市中区丸の内三―七―九チサンマンション丸の内第二―二〇五号室桜法律事務所
相続財産管理人　林　友信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市垣内町三〇二番地、最後の住所大阪府門真市垣内町一五番二四号
被相続人　亡　高下美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市中木田町九七八番地一、最後の住所大阪市西成区南津守五丁目二番六八―六〇六号
被相続人　亡　臼井　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル四階
相続財産管理人　麻生　昭一

平成二十二年十二月七日
本籍大分市大字竹矢二の一八〇番地、最後の住所大分市大字竹矢二八九七番地
被相続人　亡　赤星　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
大分市大字竹矢二の一八〇番地、最後の住所大分市大字竹矢二八九七番地
被相続人　亡　赤星　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月七日
大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル四階
相続財産管理人　麻生　昭一

第34期決算公告

平成22年12月7日
山形県酒田市錦町四丁目1番地の2
コーワ株式会社
代表取締役　佐藤　恒治

貸借対照表の要旨
（平成22年4月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,029
	固定資産	40,805
	資産合計	51,834
負債及び純資産の部	流動負債	3,199
	固定負債	87,211
	株主資本	△38,576
	資本金	10,000
	利益剰余金	△48,576
	（その他利益剰余金）	（△48,576）
	負債・純資産合計	51,834

（注）当期純利益　△48,036千円